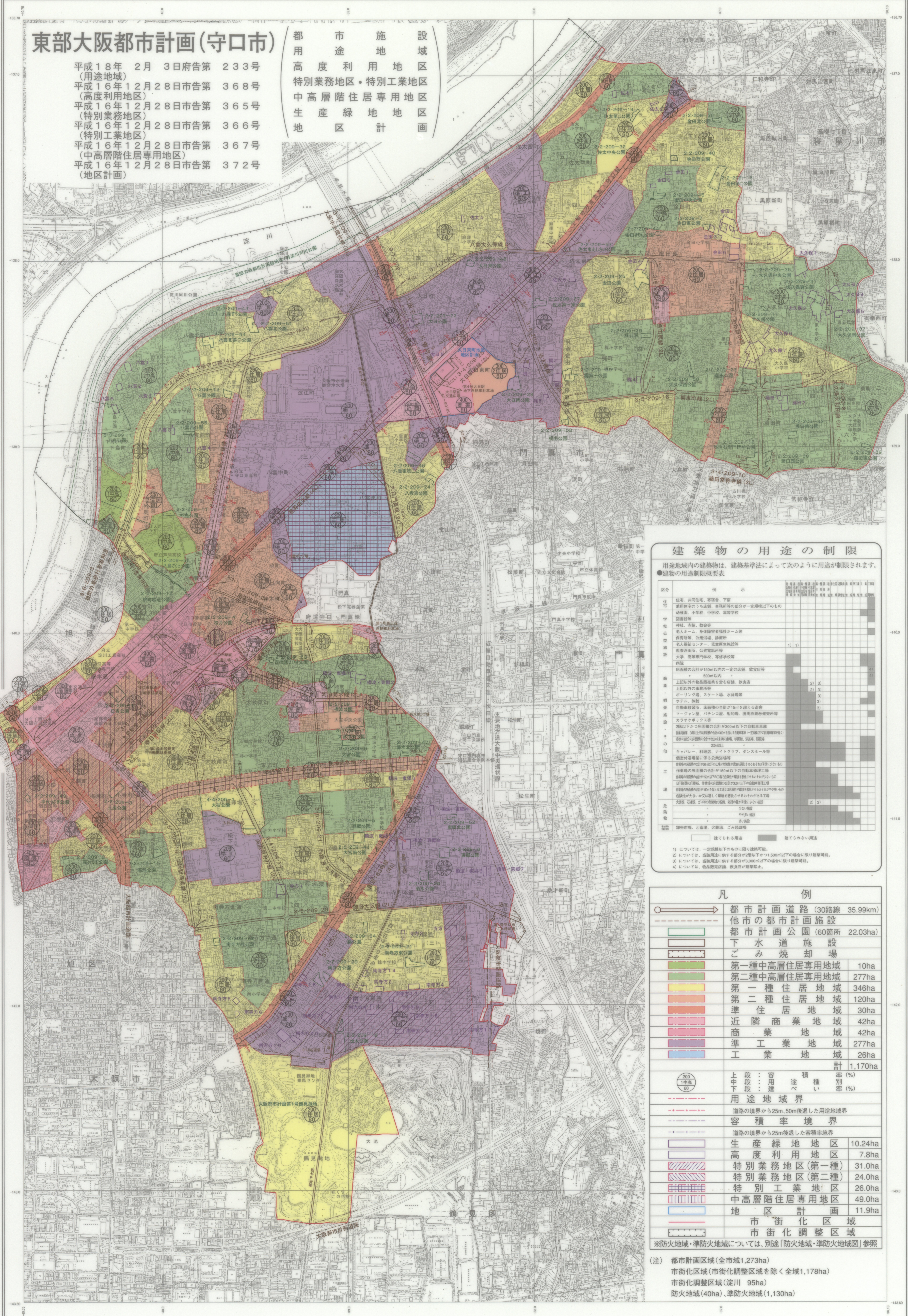


守口市全図

東部大阪都市計画(守口市)

平成18年 2月 3日府第 233号
(用途地域)
平成16年12月28日市告第 368号
(高度利用地区)
平成16年12月28日市告第 365号
(特別業務地区)
平成16年12月28日市告第 366号
(特別工業地区)
平成16年12月28日市告第 367号
(中高層階住居専用地区)
平成16年12月28日市告第 372号
(地区計画)

都市施設
用途地域
高度利用地区
特別業務地区・特別工業地区
中高層階住居専用地区
生産緑地地区
地区計画



建築物の用途の制限

用途地域内の建築物は、建築基準法によって次のように用途が制限されます。

●建築物の用途制限概要表

区分	例	示
住宅	住宅、共同住宅、寄附舎、下宿 使用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一階建以下のも 幼稚園、小学校、中学校、高等学校	
学校	神社、寺院、教会等 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	
公共	保養所等、公衆浴場、診療所 老人福祉センター、児童厚生施設等	1) 1)
施設	商業施設、公共施設等 大学、高等専門学校、専門学校等	
商業	飲食店 床面積の合計が150㎡以上の一定の店舗、飲食店等	4)
工業	上記以外の用途に制限を要する店舗、飲食店 上記以外の用途に制限を要する店舗、飲食店等	2) 3)
その他	オートキャンプ場、スケート場、水泳場等 ホテル、旅館 自動車教習所、床面積の合計が150㎡を超える倉庫 アミューズメント、パチンコ屋、射的場、遊技場等 カラオケボックス等	3)
工場	2階以下床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場 自動車修理工場、自動車修理工場の併設する自動車修理工場 自動車修理工場の併設する自動車修理工場 自動車修理工場の併設する自動車修理工場	2) 3)
倉庫	倉庫、倉庫等 倉庫、倉庫等	
その他	キャパレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 倉庫、倉庫等	
その他	倉庫、倉庫等 倉庫、倉庫等	

1) については、一定規模以下のものに限り建築可能。
2) については、用途制限に該当する部分の面積が250㎡以下かつ150㎡以下の場合に限り建築可能。
3) については、当該用途に該当する部分の面積が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。
4) については、物品販売店舗、飲食店が建築禁止。

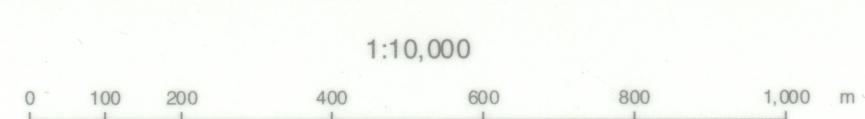
凡	例
都市計画道路(30路線 35.99km)	
他市の都市計画施設	
都市計画公園(60箇所 22.03ha)	
下水道施設	
ごみ焼却場	
第一種中高層住居専用地域	10ha
第二種中高層住居専用地域	277ha
第一種住居地域	346ha
第二種住居地域	120ha
準住居地域	30ha
近隣商業地域	42ha
商業地域	42ha
準工業地域	277ha
工業地域	26ha
計	1,170ha
上段：容積率(%)	
中段：用途種別率(%)	
下段：建ぺい率(%)	
用途地域界	
道路の境界から25m、50m後退した用途地域界	
容積率境界	
道路の境界から25m後退した容積率境界	
生産緑地地区	10.24ha
高度利用地区	7.8ha
特別業務地区(第一種)	31.0ha
特別業務地区(第二種)	24.0ha
特別工業地区	26.0ha
中高層階住居専用地区	49.0ha
地区計画	11.9ha
市街化区域	
市街化調整区域	

※防火地域・準防火地域については、別途「防火地域・準防火地域図」参照
(注) 都市計画区域(全市域1,273ha)
市街化区域(市街化調整区域を除く 全域1,178ha)
市街化調整区域(淀川 95ha)
防火地域(40ha)、準防火地域(1,130ha)

平成十八年三月印刷

株式会社パスコ調製

この地図は、大阪府及び大阪市の承認を得て大阪府地図第1-2-500(平成12年作成)を用いて平成15年3月に縮小編集したものである。



この図面は、国土院院長の助言を受けて得たものである。(助産番号)第14-近公第437号
(注) この地図の詳細については、縦覧図(1:2,500)で確認してください。
「平面直角座標値、世界測地系」に対応